

障がい者による政策提言サポーター制度について

「障がい者による政策提言サポーター制度」は、施政方針「さっぽろ元気ビジョン」に掲げられている「市民自治が息づくまちづくり」の方策の一つとして創設するものです。

この制度は、障がいのある人たちの思いや考えを、同じ目線で理解することができる当事者が、障がいのある人たちの意見の聞き取り役や取りまとめ役となって政策提言を行うことにより、障がいのある人たちの意見を市政に反映させるためのものです。

1 概要

聞き手となるサポーターと意見を述べる障がいのある人やその家族等により、あらかじめ設定したテーマに基づく懇談会を開催します。サポーターは懇談会や郵送等で寄せられた意見をもとに調整会議を行い、ここでの議論を経て政策提言書をまとめていただきます。なお、これらの政策議論は、サポーターに自主的に運営していただきます。

2 サポーターの選定等

(1) 人数 12名

(2) 選出分野 ア 市長選出サポーター(障がい関係団体・グループ等からの推薦による) 6名
イ 公募サポーター 6名

調整会議には、必要に応じ有識者にアドバイザーとして参加していただくことを可能とします。

(3) 任期 2年間(再任も可)

(4) 公募サポーターの募集

広報さっぽろ10月号でお知らせするほか、10月1日(水)から募集案内書を障害福祉課、各区役所保健福祉サービス課、保健センター、身体障害者福祉センター、精神保健福祉センター等で配布します。

ア 募集期間 10月1日(水)～10月31日(金)(当日消印有効)

イ 応募方法 募集案内書にある応募用紙に必要事項を記入のうえ、障害福祉課へ郵送か持参。ファクスも可。選考の結果は、11月下旬までに応募者全員にお知らせします。

3 懇談会の実施方法

(1) テーマの選定

サポーターの合議により、テーマを決定します。

(2) 開催回数

2カ月に1回程度を予定。

(3) 開催案内

広報さっぽろ等により、開催期日、開催場所、テーマを市民に広報します。参加は自由参加とします。

4 懇談会以外での意見集約

懇談会以外に，次の方法により意見を集約します。

- (1) 広報用のチラシを区役所等に配備し，郵送，FAX及びEメール等で意見を寄せてもらいます。
- (2) 月1回程度，会場を設定し，障がいのある人等が直接，サポーター（2名程度）に意見を伝えることができるようにします。

5 政策提言書の作成，提出

サポーターによる調整会議において作成された政策提言書を，毎年9月，サポーターから直接，市長に提出してもらいます。

6 政策提言の取組状況報告，公表

政策提言の市政への反映状況について，毎年3月，市長へ報告します。また，報告後，市民に公表します。

【問い合わせ先】

保健福祉局保健福祉部障害福祉課

電話 211 - 2936

FAX 218 - 5181